

監事監査報告書

平成 26 年 5 月 20 日

社会福祉法人光耀福社会理事長 様

社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人光耀福社会定款第 11 条に基づき、社会福祉法人光耀福社会の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人の財産の状況等について監査したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

(1) 法人及び施設等の会計の状況

会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。

(2) 法人の財産管理の状況

貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示していると認めます。

(3) 法人及び施設等の業務執行状況について

事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。

(4) 理事の業務執行状況について

理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

社会福祉法人光耀福社会

監事 田中 宏行

監事 樋口 直子